

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		地球規模の諸問題への取組				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑭
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	51,275	66,417	58,238	76,108	169,631
		<0>	<0>	<0>	<26,899,150>	<0>
	補正予算	0	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	0	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	計	51,275	66,417	58,238		
		<0>	<0>	<0>		
	執行額	36,176	46,849	37,990		
		<0>	<0>	<0>		

政策評価調書（個別票2）

政策名	地球規模の諸問題への取組					番号	⑭	(千円)		
	予 算 科 目									予 算 額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費	68,028	163,706		
	●	2	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費	8,080	5,925		
	●	3	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費	< 26,505,082 >	< >		
	●	4	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	< 394,068 >	< >		
	小計						76,108	169,631		
						<26,899,150> の内数	の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<> の内数	<> の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						<> の内数	<> の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
	小計						<> の内数	<> の内数		
合計						76,108	169,631			
						<26,899,150> の内数	の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			地球規模の諸問題への取組				番号	⑭	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
人間の安全保障普及関係経費	我が国外交の柱である人間の安全保障の理念の全世界的普及促進を図るため、人間の安全保障ネットワーク諸国を含む関係国との対話の強化及び人間の安全保障諮問委員会に参画する	● 1	3,465	3,360	△ 105	△ 1,231	<p>【目標】 持続可能な開発目標(SDGs)のフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。</p> <p>【実績】 第7回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第10回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。 また、31年2月28日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画(UNDP)、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年：SDGsの達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。</p> <p>人間の安全保障は、人間一人ひとりに焦点を当て、その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うという理念であり、持続可能な開発を達成する上での課題に対処する上で極めて有効。引き続きこの理念に対する関係者の理解を促進すべく、取組を行っていく必要がある。</p> <p>モニタリング結果を踏まえ、今後もより一層の事業の進捗を図りつつも、事業経費について見直しを行い、航空券のクラスを変更する等経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p>		
合計			3,465	3,360	△ 105	△ 1,231			

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1-VI-2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>人間ひとり一人に着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。</p> <p>地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定） ・平和と健康のための基本方針（平成 27 年 9 月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定） ・SDGs アクションプラン 2019（平成 30 年 12 月 21 日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） 					
施策の予算額・執行額等	区分		28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	51	66	58	76
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	51	66	58	
執行額 (百万円)	36	47	38			
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題 審議官組織	政策評価実施予定時期	令和 3 年 8 月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGsモデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
 - 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
 - 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
- (注) 全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第198回国会施政方針演説(平成31年1月28日)
五 戦後日本外交の総決算(世界の中の日本外交)
- ・第5回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年6月15日)
- ・第6回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年12月21日)
- ・第72回国連総会サイドイベント「UHC:万人の健康を通じたSDGsの達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ(平成29年9月18日)
- ・第73回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成30年9月25日)
- ・「UHCフォーラム2017」における安倍総理大臣スピーチ(平成29年12月14日)
- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)
グローバルな課題への一層の貢献
- ・第198回国会外交演説(平成31年1月28日)

測定指標1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標(令和元年度)

持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGsの推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和元年に行われるSDGsの首脳級ハイレベル政治フォーラムに向けて、日本政府が一体となって主要な取組を推進する。

30年度目標

年央の第5回SDGs推進本部会合、年末の同第6回会合及び7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)等のハイレベルの会議において、日本のSDGsの取組について効果的に発信することで、官民連携、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントを3本の柱とする「SDGsアクションプラン2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については、国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

6月の第5回SDGs推進本部会合における「拡大版SDGsアクションプラン2018」(「SDGsアクションプラン2018(29年12月策定)」の取組を倍増させたもの)策定に続き、12月の第6回SDGs推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGsアクションプラン2019」を決定し、日本のSDGsモデルの3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)や10月のP4G(Partnering for Green Growth and the Global Goals 2030, 注)サミットを始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGsに関する取組を発信した。

(注:環境に優しい経済成長とSDGs実現のため、官民連携強化を目的として30年に設立されたネットワーク)

人間の安全保障への貢献という観点からは、30年度は、第7回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第10回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取

り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、31年2月28日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画（UNDP）、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年：SDGsの達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は4月頃、発表予定である。

令和元年度目標

- 1 令和元年は日本がG20、TICAD7を主催し、また9月には国連で初のSDGs首脳級ハイレベル政治フォーラムが開催されるなど、SDGs達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働し、叡智を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 人間の安全保障については、31年2月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ、人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
- 3 また、令和元年が国際労働機関（ILO）創設100周年である機会を捉え、シンポジウムを開催し、労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに、ILOと日本政府の協力関係の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記のとおり、令和元年度はG20大阪サミットやTICAD7、SDGs首脳級会合開催などSDGs達成に向けた重要な一年であり、SDGs達成に直結する取組を日本が主導することが重要であるため。

また、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

ILOの活動がSDGs（特に目標8）の達成に資するものであることを踏まえ、一層の関係強化を図ることが重要であるため。

測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（--年度）

- 1 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
- 2 人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

30年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比9件減の47件であった。この課程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 30年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、以下のとおりその全てについて国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1) 「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」
国際移住機関（IOM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国際労働機関（ILO）及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との共同実施
 - (2) 「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」
国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連食糧農業機関（FAO）との共同実施
 - (3) 「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」
UNHCR、国連児童基金（UNICEF）及びIOMによる共同実施

(4) 「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靱な社会の構築」

UNDP, UNICEF, 国連世界食糧計画 (WFP), IOM, FAO 及び国連工業開発機関 (UNIDO) による共同実施

- 3 31年2月、我が国が UNDP 等と共催した人間の安全保障シンポジウム (ハイレベルイベント) において、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み、同基金へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる5件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する3つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要があるため。

人間の安全保障基金へのドナー拡充は、この概念の主流化の進展度合いを測る上で重要かつ有効であるため。

測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標 (一年度)

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 「2017-2022 の5か年で更に2,900万人の命を救う」とするグローバルファンドの5か年戦略目標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

30年度目標

- 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI, UHC フォーラム 2017 で合意した内容及びSDGs 実施指針を履行する。このためUHC 推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国がUHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国がUHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICADVI, UHC フォーラム 2017 で合意した内容及びSDGs 実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3 (エイズ、結核、マラリア等の2030年までの根絶) の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UHC に関連した取組状況

保健システム強化等につき、G 7 伊勢志摩サミット、TICADVI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針に基づき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、保健サービス強化計画（バングラデシュ）、母子手帳の配布や医療従事者の研修（ブルンジ）などを実施し、開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では、非感染性疾患（NCDs）検査機材供与や累計約 5,600 人の医師及び看護師への NCDs 対策研修、及び保健医療施設の増床や改築を通じ、検査能力が強化され、保健医療従事者の NCDs への理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に、バングラデシュ国民の生活習慣の変化や、都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては、グローバルファンド、WHO 等の国際機関と連携し、保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政の強化等、保健システムの強化に貢献している。

2 感染症対策

三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し、3.48 億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して、1,900 万ドルの支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標（2017-22 年に 2,900 万人の命の救済及び 3 億例の新規感染症防止）及び、Gavi の掲げている目標（2016-2020 年に 3 億人への予防接種実施、500-600 万人の子供の命の救済）の実現に貢献した。9 月の国連総会において、結核ハイレベル会合が開催され、国連日本政府代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導した。政治宣言には、結核対策の強化、対策資金の確保（2022 年までに予防・検査・治療等に年間 130 億ドルの動員を目指す）、研究開発の強化（2022 年までに新薬などの研究開発に年間 20 億ドルを投じる）等が明記された。

3 SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか、顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。これら取組により、例えば、年間 9.2 万人のマラリアによる死亡者の減少等に貢献した。

令和元年度目標

- 1 UHC 実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催する G20 や TICAD 7 の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ、UHC の達成に向けた取組を主導していく。また、9 月の国連 UHC ハイレベル会合に向け、日本が立ち上げた「UHC フレンドグループ」において、UHC への理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。
- 2 エイズ、結核、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本政府が SDGs の達成に日本が率先して取り組むべく取りまとめた SDGs 実施指針において国際保健は柱の一つとなっており、そこで示された公約を着実に履行することが重要である。このため、G 7 伊勢志摩サミット、TICADVI、UHC フォーラム 2017 等で掲げた政策目標の達成に向けた具体的取組の進捗状況を確認しその成果を評価すべく、年度目標を設定した。特に令和元年度は、我が国が議長国となって開催される G20 や TICAD 7 でも国際保健を柱の一つとして掲げられているところ、上記目標設定は妥当。

なお、30 年度目標で掲げた SDGs 3.3 達成への貢献については、感染症対策と内容が重複するため、単独の目標とはしていない。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）

(出典：国連作成文書)	実績値		
	28 年度	29 年度	30 年度
	47	38	267

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①人間の安全保障の推進経費, 地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務 (23年度)	<p>日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整, 地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催, 人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催, 国際会議への出席・意見交換等の実施, 人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。</p> <p>これらの活動により, 経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案, 教育・防災分野等の援助政策の推進, 効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め, 施策目標の達成に寄与する。</p>				1-1 1-2
	31 (25)	42 (29)	39 (23)	35	159
②人間の安全保障の実施と理念の普及 (*)	<p>我が国が主導して11(1999)年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して, 人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては, 人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため, 本基金を活用する案件は, 国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して, 貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また, 理念の普及面においては, 本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは, 国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。</p> <p>上記取組により, その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し, 能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるよう社会づくりに貢献する。また, 途上国におけるプロジェクトは, 実施を通じて裨益コミュニティのみならず, 実施機関に対しても, 人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。</p>				1-2 1-3
	-	-	-	-	-
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策 (*)	<p>UHCの推進と感染症対策を促進すべく, 二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ, 保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ, 基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ, UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進する。</p> <p>上記取組により, UHC及び感染症対策を推進し, ひいては, 人間の安全保障の具現化に寄与する。</p>				1-3
	-	-	-	-	-
④人道支援態勢の改革(TA)会合開催経費 (29年度)	<p>TAは, 24(2012)年に主要ドナー国及び国連等が開始した人道支援の体制を改革し, 調整を強化するための取組で, 主要ドナー国が持ち回りで会合(課長級)を開催する。</p> <p>本会合の開催により, 人道支援体制の改革を推進し, 人道支援をより迅速で効率的・効果的かつ説明責任が確保された形で実施することを通じ, 我が国が外交の柱と位置づける「人間の安全保障」の推進に寄与する。</p>				1-1
	-	2 (0)	-	-	-

⑤適切なグローバル・サプライチェーンの構築に関するILOとの取組強化事業（新規） （令和元年度）	国際労働機関（ILO）創設100周年の機会を捉え、ジュネーブにおいて政労使、有識者等を参集したシンポジウムを開催し、労働分野における日本企業等の取組の優位性をアピールするとともに、日ILO間の協力関係強化を図る。 本事業により、ディーセント・ワークの重要性に対する理解を促進し、具体的な取組例について共有すること等を通じ、SDGs（特に目標8）の達成に寄与する。				1-1
	—	—	—	8	新 31-013
⑥G20 開発作業部会開催経費（新規） （令和元年度）	開発課題に関する議論を行うG20の作業部会であり、各年の議長国が開発分野に関する優先議題を設定し、G20加盟国及び招待国・国際機関で議論を行い、議題ごとに成果文書を策定している。 令和元年には、議長国である我が国のイニシアティブの下、人的資本投資や2030アジェンダを含む議題に関して議論を行い、成果文書の策定を主導することにより、人間の安全保障の理念の国際的普及に寄与する。				1-1
	—	—	57 (41)	60	新 31-014
⑦「大阪アップデート：持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の策定経費（新規） （令和元年度）	G20開発作業部会では、28年以降毎年2030アジェンダを取り上げ、成果文書を策定してきている。同年には『SDGsに関するG20行動計画』を、29年にはG20による取組の進捗をフォローアップする『ハンブルグ・アップデート』を、30年も同様に『ブエノスアイレス・アップデート』を策定した。 令和元年は、日本が議長国として『大阪アップデート』を策定することにより、過去4年分のG20の取組を総括し、今後G20が果たすべき役割を示し、SDGs達成に向けた国際社会の取組に寄与する。				1-1
	—	—	—	25	新 31-015
⑧G20による国連におけるSDGs関連会合開催経費（新規） （令和元年度）	30年のG20トロイカである独・アルゼンチンの要請を踏まえ、同年のG20首脳会合において、「2019年9月開催の初の首脳級SDGsフォローアップ会合、及びその道筋をつける同年7月開催の国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、過去4年分のG20の取組を総括し、今後G20が果たすべき役割について発信する」旨に合意した。 これを踏まえ、令和元年9月の首脳級フォローアップ会合、及びその道筋となる7月（G20大阪サミット直後）に開催される国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、G20によるSDGs関連会合を開催することにより、G20によるSDGsの取組及び日本のリーダーシップを発信する。				1-1
	—	—	—	22	新 31-016

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力を積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
五 戦後日本外交の総決算
（世界の中の日本外交）
- ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（一年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

30 年度目標

- 1 国連環境計画（UNEP）
引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。
- 2 生物多様性条約
生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。
- 3 化学物質及び廃棄物管理
化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連環境計画（UNEP）
9 月、ソールハイム事務局長が訪日した際、日 UNEP 政策対話を開催し、我が国との関係強化のための方策について議論したほか、31 年 3 月にナイロビ（ケニア）において、第 4 回国連環境総会（UNEA4）が開催され、地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA4 にて、特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について、我が国は、ノルウェー、スリランカとともに、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し、議論をリードした結果、同決議は全会一致で採択された。また、化学物質・廃棄物、生態系、UNEP の管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し、合意形成に貢献した。
また、海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、31 年 3 月に、東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等）を支援するため、我が国から、1 億 2,300 万円の拠出を行った。
- 2 生物多様性条約
10 月、ロンドン（英国）で「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは、阿部外務副大臣が出席し、国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について、国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し、この問題への取組に対する国際的機運を高めることに貢献した。
同月、ドバイ（アラブ首長国連邦）でラムサール条約第 13 回締約国会議（COP13）が開催され、潮間帯湿地の保全、気候変動に関する決議等が議論され、我が国もこれらの議論に貢献した。また、COP13

の開催に合わせて、宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11月、シャルムエルシェイク（エジプト）で生物多様性条約 COP14、カルタヘナ議定書第9回締約国会合（MOP9）及び名古屋議定書 MOP3 が開催され、2020年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、73本におよぶ決定が採択された。

3 化学物質及び廃棄物管理

11月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約 COP2 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、アジア太平洋地域のビューロー（理事国に相当）として条約の円滑な運営に貢献したほか、技術的事項に係る決議案3本を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

4 その他

海洋プラスチックごみ問題について、6月のG7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要がある、G20大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また、11月のASEAN+3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は、中国や韓国とも連携し、「3R」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等を通じて、ASEAN諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日ASEAN首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、日UNEP政策対話の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

関係省庁と連携し、ワシントン条約 COP18 等での議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

G20大阪サミット等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働きかけを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな課題である海洋プラスチックごみ問題を含め、地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

令和元年度は、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議、水俣条約第3回締約国会議やワシントン条約第18回締約国会議（COP18）等、地球環境問題に関する各種会議及びG20大阪サミットが開催されることを踏まえ、当該目標を設定した。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

30年度目標

- 1 30年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
- 2 我が国が議長国を務める令和元年G20 サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット（JCM）制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。
- 4 29年12月の気候変動サミットで河野外務大臣が30年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月に開催されたCOP24では、パリ協定の実施指針が採択された。令和2年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は、パリ協定のモメンタムを維持し、世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも、パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し、透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は、各議題で具体的なテキスト案を提案する等、積極的に交渉を行い、実施指針採択に貢献した。
- 2 G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会（CSWG）第1回会合を31年2月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ、G20として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また、一般公開セッションでは、一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や、気候変動対策の進展に有効な日常の取組、様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった、今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。
- 3 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与してきた。GCFにおいては、これまでに102件の案件を承認した（31年2月末時点）。また日本が約束した15億ドルについては、4回に分けて抛出国債を発行することとしており、12月末までに計4回の発行を終了した。さらに、30年度には、長らく未解決となっていたGCFの正式な資金管理機関（トラスティ）の選定について、我が国理事が選定委員として関与し、国際復興開発銀行への決定に貢献した。また、GCFの増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後ともGCFの効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。
JCMについては、我が国企業や自治体と連携して130件以上（うち30年度に30件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。30年も、モンゴル、ベトナム、パラオ、インドネシア及びタイのJCMプロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。
途上国支援については、27年から28年の2年間において、約233億ドルの気候変動に係る支援を実施し、25年から26年の2年間における実績（約200億ドル）と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。29年及び30年実績については、令和2年1月1日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。
その他、気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため、8月、気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ（Japan-CLP）、自治体によるネットワークであるイクレイ日本、NGOのCan-Japan等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。
- 4 7月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し、130名以上の参加を得た。同会議では、国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど幅広い参加者が、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

- 1 パリ協定の実施指針について、COP25で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し、交渉に貢献する。
- 2 G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献すると

ともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和 2 年からの温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用開始のための実施指針策定を受け、日本のこれまでの COP や関連会合における貢献も踏まえて、令和 2 年の本格実施に向け、気候変動外交を一層加速させていく必要があり、G20 議長国としての立場も活用しその進捗ぶりを評価することが重要であるため。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組である緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM）、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野、手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要であるため。

測定指標 2－3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第 3 回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組（2015-2030）を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

30 年度目標

第 3 回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協カイニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協カイニシアティブ」に基づき、防災協力の実施を進め、「2015 年～2018 年までの 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施」という目標を達成した。（実績値：2015 年から 2018 年までの 4 年間で計 50 億ドルの協力、7.8 万人の人材育成を実施）

また、G20 大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ 31 年 3 月に防災サイドイベントを実施するとともに、世界各地での防災訓練や、「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに、9 月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

仙台防災枠組の達成及び各国の「防災の主流化」を一層推進するためには、30 年度で終了した「仙台防災協カイニシアティブ」で得られた知見・経験等を踏まえた、新たなイニシアティブを設定し、その進捗状況を検証することが必要のため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）

(出典：UNISDR ANNUAL REPORT)	実績値		
	28 年度	29 年度	30 年度
	92	99	109

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①地球環境 問題の解決 に向けた取 組の推進及 び国際防災 協力の推進 (27年度)	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加 及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的 取組の推進に寄与する。				2-1 2-3
	2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種 会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採 択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現に 寄与する。				-
②地球環境 問題への取 組 (13年度)	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の 政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境 行動会議(GEA)国際会議を隔年で開催する。 本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題 への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に 関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効 果的に発信する。				2-1
	0 (0)	7 (7)	0 (0)	12	161
③気候変動 問題への取 組 (21年度)	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導 し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間 クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に 寄与する。				2-2
	7 (6)	7 (5)	7 (8)	6	160
④北西太平 洋地域海行 動計画 (NOWPAP)政 府間会合開 催 (8年度)	NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア、韓国が持ち回りにより、NOWPAP 事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に 関する協議を行う政府間会合を年に1回開催する(日本開催は4年に1回)。 本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与す る。				2-1
	-	3 (1.6)	0 (0)	0	163
⑤気候変動 と脆弱性の 問題への取 組 (30年度)	気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を 中心に専門家等の参加を得て議論を行う。 本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように 影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢 献する。				2-1
	-	-	7.7 (6.4)	7.5	164
⑥G20 適応 及び気候強 靱性ワーク プログラム 関連会合経 費(新規) (令和元年	我が国がG20議長国として、G20 ハンブルク行動計画において実施を義務 づけられた「適応及び気候強靱性に関するワークプログラム」会合を開催す る。特に、日本がG20において適応及び気候強靱性に関する議論を主導し、G 20としてまとめたメッセージを発出することで、2020年に向けた気候変動 に関する機運を醸成するための機会とする。 これにより、上記の目的及び民間資金の動員という国際的な気候変動対策に おける課題解決に寄与する。				2-2

度)	—	—	—	69	新 31-017
⑦ G20 気候 持続可能性 作業部会開 催経費（新 規） （令和元年 度）	G20 各国から気候変動を担当する実務者が参加する作業部会を議長国として開催する。①自国が決定する貢献（NDC）と長期戦略のデザイン，②適応，③気候資金，といった継続テーマに加え，日本が重視している④イノベーション，⑤非国家主体との連携の気候変動対策の5つの柱を軸に作業部会のセッションを構成するほか，多くの知見を得て充実した議論を行う観点から，それぞれのセッションに対してプレゼンターを国際機関等から招聘する。また，作業部会においては，一般参加も可能な形でセッションをアレンジし，発信していく。これにより，我が国主導による気候変動問題の解決に寄与する。				2-2
	—	—	51 (43)	78.3	新 31-018

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。